

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>○国の農政改革では、担い手への農地集積の推進や、若年農業者数を拡大させることとしている。</p> <p>○こうした中で、平成26年度から開始された農地中間管理事業において、しまね農業振興公社は、従前より実施している農地保有合理化事業により蓄積した知見や市町村等との連携関係を活かし、効率的かつ効果的な事業実施体制を整備。</p> <p>○また、担い手育成の面では、平成13年から後継者育成に携わっており、ノウハウを蓄積。</p> <p>○これにより農用地の利用効率化、農業の担い手の確保育成において本県農業の振興に大きく寄与している。</p>	A
組織運営	<p>○役員の過半は経営に関し実践的な能力をする者、その他は農業行政、農地・農業問題、農業基盤整備の精通者等で構成され、担い手の育成・確保に向けた総合的な支援を実施できる役員体制。</p> <p>○農地中間管理事業については、現場のニーズを踏まえ、現行8名の現地駐在員を10名に体制強化することとした点について評価。一方、事業拡大に比例して増加する管理農地に係る業務の増大や、制度変更による農地中間管理事業関連事業の増加に対応するため、体制の充実や外部委託の見直しについて今後の検討が必要。</p> <p>県の人的関与について</p> <p>県施策との連携を図るため、担い手の育成確保及び農地政策担当職員1名を派遣。また、中海干拓事業については県担当部署の職員1名が兼務により従事。</p>	B
事業実績	<p>○各事業の実績</p> <p>(1)農地中間管理事業 借受722ha、転貸555haで、国割り当ての年間集積目標面積1,560haには未達。</p> <p>(2)青年農業者等の確保育成に関する事業 就農相談1,173件、研修・就業・定住等に至ったものは74件とともに高水準で推移。</p> <p>(3)中海干拓事業農地保全合理化促進事業 目標どおり5.7haを担い手等に売渡し又は長期貸付し、未売渡農地の解消が図られつつある。</p> <p>(4)飼料畑等の農業生産基盤整備事業 計画どおり2地区で事業を実施し、畜産農家農家の経営安定と規模拡大に貢献。</p>	B

財務内容	○安全性・健全性 ・自己資本比率は上昇傾向であるが、安定性・健全性が確保されているとはいえない。保有地の売却に向けて一層の努力が必要。 ・流動比率は高く、短期的な支払い能力に問題はみられない。	B
	○効率性 ・事業費の増減による振れはあるが、趨勢として人件費比率は低く、職員一人あたり事業収益額は高い傾向。 ○自主性 ・現在は安定した財源が確保されているが、国県への財政的依存度は高い傾向にあるため、財源が不安定となる可能性がある。	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価報告書における総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	本県農業と、組織運営上の課題を捉えている	県施策との連携が図られている	各活動の実施にあたっては、事業展開上の課題整理、取り組み手法の検討が必要

総合コメント

農地中間管理事業について、現地対応に係るニーズを捉え、現地駐在員8名の体制を適切に運営し、又これを踏まえ増員の方針を決定したことについて評価。一方、今後、農業委員会や土地改良事業など関連事業・組織とのより一層の連携の必要性が予想されること、賃料支払いや管理農地に係る利用状況の把握等ルーティン業務の増大が見込まれることから、外部委託の推進等を通じた公社業務のスリム化について検討する必要。また、その他事業については、ほぼ目標どおりの実績が得られ、本県農業の発展に向けての担い手への支援で一定の成果が得られている。